

平成29年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月25日(月) 午前10時から11時7分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、岸岡広雄委員、10番、富田哲夫委員、ご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件でございます。会期は本日1日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第14号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第14号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日に補助農業委員の富田委員と事務局と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請理由は、地番〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇に所有権を移転し、〇〇〇の工務店が建売住宅5軒を建設する許可申請です。

申請地は、北側、南側に住宅が隣接しており、東側は4メートル道路、側溝もあるので、排水可能と思われます。西側に水路、農地がありますが、地主が了承しており、そのため影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 小河推進委員の説明を終了いたします。
続きまして、補助委員の10番、富田委員、お願いします。
10番。

富田委員 10番、補助委員の富田です。議案第14号の1につきまして、補足説明をさせていただきます。

去る21日に推進委員の小河さんとともに現地調査をまいりました。今回の案件は、建売住宅をつくるために農地転用の許可申請ということで、5棟建築するという比較的まとまった面積ではありますが、建物の配置、また排水等見るに、周囲への影響は少ないと思われます。よろしくご審議のほどを申し上げます。

議長 以上で担当委員、あるいは推進委員の説明を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 私も現地を確認させていただきました。この申請は、ある程度条件が整っているというような感じをいたしますが、1つの疑問が生じました。まず申請地です。これは、農振農用地という形での指定はされているのかどうか頭をよぎったので、その辺の確認をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長 事務局。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えします。

今ご指摘いただきました農振農用地の指定がされているかどうかということですが、こちらにつきましては、ことしの7月の農政総合推進会議におきまして、除外になりまして、県に進達の上、県と協議の上、除外されているわけでございます。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。

7番。

木崎委員 これは要望になりますが、もしそういう場合でしたらば、除外されたという証明書がついているものについていないものがあるので、これか

らは事実がありましたら、備考欄とか何かメモ書きでも結構ですから、そういう形でこの申請書のところに記載をしてわかりやすくしておいていただければありがたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長 要望でよろしいですね。

〔「はい」〕

議 長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第14号、番号1については、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第14号、番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第14号、番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第14号、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第14号、番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日に、補助農業委員、富田委員、事務局と同行し、譲渡人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請理由は、地番〇〇〇〇—〇に所有権を移転し、住宅建築する許可申請です。

申請地の周りの土地は、施設建物に囲まれており、東側は公道に接しており、排水路があり、農地には影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 以上で推進委員の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の10番、富田委員、よろしくお願いします。
- 富田委員 議案第14号の2番につきまして補足説明をさせていただきます。
去る21日に地主さんにも同席いただきまして、現地調査をいたしました。
今回の案件につきましては、皆様にも現地を見ていただいております。今回は、
住宅用地にするために農地転用の許可申請ということでございますけれども、
周りには住宅がありまして、農地には接していないために、影響は少ない
と思われると思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
質疑ございませんか。よろしいですか。
〔「なし」〕
- 議 長 ないようでございますので、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第14号、番号2につきましては、許可
相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。
よって、議案第14号、番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関
する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達するこ
とに決定いたしました。
ここで、暫時休憩します。
休 憩 午前10時17分
再 開 午前10時18分
- 議 長 休憩前に引き続き、開会いたします。
続きまして、議案第14号、番号3 農地法第5条の規定による許可申請
に関する件を議題といたします。
議案第14号、番号3について、事務局の説明を求めます。
事務局。
- 事 務 局 〔事務局朗読説明〕
- 議 長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第14号、番号3について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日、補助農業委員の小室委員、事務局と同行し、譲渡人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請理由は、地番〇〇〇—〇に所有権を移転し、住宅を建築する許可申請です。

申請地は道路に面している土地で、排水用のU字溝もあり、東側は隣接地に申請人の住宅がありまして、農地に接していないため影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、2番の小室委員、お願いします。

2番。

小室委員 議案第14号の3番について補足の説明をさせていただきます。

この農地は、図を見ていただくとわかりますが、北側、南側、西側と道路が走っておりまして、東側には譲受人の母親の家があります。現在は、この土地は年に二、三回の草刈りを行っている遊休農地になっている状態です。周りも宅地に囲まれており、周辺の農地への影響とかは特にないと思われまますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 以上で担当委員、推進委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、添付資料について質問させていただきます。

一番後ろについております〇〇〇〇宛ての町長からの通達で、農用地区域からの農用地除外の決定についての通知というのがありますが、この資料は、今までついていたことはなかったのですが、今回改めて見た資料です。そこで、質問ですが、この資料というのは、農振農用地除外のためのまず資料として、〇〇様に宛てた資料なのではないかということが1点あります。

あわせて、その延長で、8月7日に知事に同意を受けたという、農振解

除の動きですと、4月に既に解除は進んでおりますので、非常にタイムラグがあり過ぎる、遅過ぎるということで、処理をして、本人に渡されていくほうがよいと思われま

したがって、この処理の扱い方等について、事務局に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 9番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思

います。農振農用地の除外の件でございますけれども、4月の同じ農業委員会の日に農政総合推進協議会で決定したわけですが、それで町長が答申を受けて、事前協議ということで県に協議をいたします。その協議が終わり次第、公示、30日間の縦覧をします。その後、15日間を異議申し立てがござ

いますので、その異議申し立てが今回ございませんでしたので、本協議ということで県に協議をいたします。それから、県で決定になれば、町で告示することで、農振農用地の除外になりました。一般的には、4月の協議会にかけたものにつきましては、順調に来て

議長 長 9番。

岸岡委員 明確なお話、わかりました。ありがとうございました。

議長 長 休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時30分

議長 長 再開いたします。

他にございませんか。

〔「なし」〕

議長 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第14号、番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 長 ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第14号、番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関

する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第14号、番号4、番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございますけれども、関連性がございますので、一括して上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、一括上程といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま一括上程されました議案第14号、番号4、番号5について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日、補助農業委員の小室委員、事務局と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。番号4、地番〇〇〇〇-〇〇は、別件で申請する敷地に通ずる進入道路を所有権設定一部移転で道路用地として利用する許可施設です。

町道〇〇〇〇号線は、拡幅工事によって道路と耕地との高低差が大きくなり、出入りが不可能となったため、転用の許可を得ないまま幅4メートル、延長15メートルの道路を構築してしまったとのおわびの始末書が提出されております。

番号5について説明します。地番〇〇〇〇-〇を所有権移転、住宅建築の許可申請です。排水計画は、北西に町道〇〇〇〇号線にあるU字溝に接続するそうです。隣接地農地は、譲渡人の土地ですので、影響は対処してくれるとし、少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、担当委員の2番、小室委員、お願いします。

小室委員 議案第14号の4番、5番について補足の説明をいたします。

この農地は、以前の道の拡張工事のときに形状のほうが変わってしまい、高低差がかなりついてしまったため、進入が困難になり、農地への進入路をつくってしまったとのこと。

この農地は、以前は譲渡人がしっかりと管理をしておりましたが、体調を崩してしまったため、手入れができずにいる状態となっています。以後、草刈り等の管理をしっかりとしてもらうように指導したいと思います。

この申請地の周りも譲渡人の農地のため、周りへの影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 以上で担当委員、推進委員の説明を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

まず、番号4についての質疑をお願いします。

7番。

木崎委員 1つ質問をさせていただきます。

番号4については、所有権の一部移転ということでございますけれども、既にこれは始末書等もついており、全面積を農転をかけるという形ではないと私は考えます。そんな関係で、果たしてこの5条1項の申請でよかったのかという疑義がありますので、その辺を確かめていきたいと思いますが、私が考えるには、5条申請をするのではなくて、まず最初は、もう既に許可なしでやってしまった農転、終了してしまっ、もうその状態になっているものがあるのであるから、全面積をまず所有者が4条申請をかけて農転をしましたということで、追認の申請をとって、それが済みましたらば、一部所有権の移転、所有者と譲受人の人たちの相對のことで、土地登記簿、その辺のことで変更をかけられるのではないかと私は考えます。

今回の5条の申請については、本来は4条の申請をやっておいたほうがよかったのではないかと思います。ただ、事務局の考え方として、これを受けて、もう受理されているということは、いろんな考え方があって、この申請でも受けたのだと思いますけれども、私が考えるには、これは一部所有権の移転なので、残地が残ると思いますが、これは農業委員会としてその残地の部分を黙認するという事実をつくってしまうと思いますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長 これは、事務局。

事務局 7番委員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、まれなケースでございまして、事務局も県の秩父農林振興センタ

一と協議をしまして、4条がよろしいのか、それとも5条がよろしいのかということで協議をさせていただいて、5条申請のお話で県から回答をいただきましたので、今回の施設につきましては、5条申請の所有権の一部移転ということで提出され、受理したものでございます。

以上でございます。

議 長
木 崎 委 員

7番。

納得がいきません。これ一部所有権移転の申請ですよ、5条。

ということは、先ほども言いましたとおり、残地が残るわけです。この申請でいくと6分の1の所有ということなので、恐らくこの面積の6分の1は確かにこの申請で農転は可能だと思いますが、根本的に全面積の一部を農転かけるわけだから残地残ります。それでは、残地残るのは県でもいいということなのですか。おかしくないですか、その辺。全面積をまず農転かけて、それからという形のほうがよりスムーズに行くと思いますけれども、それが原点ではないのですか。私はそう思います。もう一度お願いします。

事 務 局

7番委員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。今回の申請につきましては5条ですが、共有の持ち分になりますと、考え方には残地が残るとか残らないのではなくて、所有権の一部移転ということになりますと、譲受人が6分の1、6分の5につきましては、譲渡人がそのまま所有権をお持ちになるということでございますので、転用面積はあくまでもその記載になっている面積を、全面積を転用するというような形でございますので、持ち分につきましては、どこからどこが誰の持ち分とかというのではなくて、全面積に対しての所有権の持ち分でございますので、残地とか、その辺につきましては、そういう考えではないと私は思いますけれども、今回の場合については、全面積を道路敷として転用することでございますので、5条ということで県からも回答を受けて、先ほど申したとおりでございます。

以上でございます。

議 長
木 崎 委 員

7番。

それでは、県は何を根拠にこの5条の申請をしていいという形でいっているのですか。その辺は聞きましたが、県は何を根拠としてそれを5条でいいと言っているのですか。その辺聞いていたら教えてください。私も勉強不足なので、初めて一部所有権移転の関係で、全面積が農転がかけられ

るというようなことを知りましたので、その辺を教えてください。

事務局 7番委員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

事務局では、県に相談をして、例えばの話ですけれども、今回の場合につきましては、譲受人、譲渡人ということで2名の者がおるわけでございます。そうなりますと、どうしても書類上、5条が相当なのだということで、再三、私も今回みたいなケースは初めてのケースでございますので、その辺を十分聞いたところ、5条が一番形としてよろしいということで、事務局も伺ったものですから、今回このような形にしたわけなんですけれども、今回の申請につきましては、あくまでも所有権の一部移転であって、この許可がおり次第、現況を見てもらうと、始末書も提出されておりますので、すぐ完了届という形になります。そうなりますと、多分公衆用道路ということで地目変更しますと、この農業委員会から農地法の該当のない土地になりますので、その後、所有権を移転するような形になると思われ

ます。
なぜ6分の1なのかは、その辺が私どもにはわかりませんが、譲渡人の土地がまだ広く残ってございます。そうなった場合、最終的には6棟ぐらいを住宅にするのではないのかと推測されますけれども、それで持ち分が6分の1なのかと私どもは思っているところでございます。

そういうことで、今回につきましては、5条が相当なのだということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長 休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時55分

議長 再開いたします。

9番。

岸岡委員 質問させていただきます。

先ほどいろいろと議論はされて、経過等がわかってまいりましたが、私からは書類上の確認ということで、今再確認をさせていただきますが、先ほど申請書にございますが、第1期工事の着工予定が11月1日から11月末日ということで書類が上がっておりまして、始末書を読みましますらば、既に完了していてごめんなさいという始末書が書かれておりますので、まず時系列に一致しないなという話を質問に当てたわけですが、途中から、先ほど事務局からのお話を聞きますと、道路をつくり直して、全部パーにして

というお話になりますと、第1期工事の日程のつくりとしては、必然的にこれでもいいという判断になりますが、そうすると始末書の構成上、現実に合わない始末書がここに添付されているというところに問題があるのではないかということで、始末書についての対応処理についてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

議 長 事務局。

事 務 局 9番委員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど始末書の件につきましてありました。この始末書につきましては、現況を畑から道路をつくってしまったということの始末書になります。ただ、理由としては、道路改良に伴いまして畑と道路の段差が大きくなったということでございますので、4メートルのこんな立派な道を入れてしまったということでございます。これは費用もかかっただろうし、道路位置指定の規格に合わなかったということで、地主さんも相当の無駄なお金をかけてしまったというような状況でございます。

この申請が許可相当になりますと、来月中旬ぐらいに許可になりますので、11月1日から工事の開始がされると思いますので、その辺は、この始末書につきましては、現況を農地から道路にしてしまったという始末書ということでご理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 続きまして、14号の5について質問を受け付けます。

9番。

岸 岡 委 員 岸岡ですが、5について1点、書類上でやはり理解できないのがございます。物件所在地の住所が〇〇〇〇番ー〇番という書類が出ていますが、今回のこの土地の関係の物件は〇〇〇〇ー〇という物件になっていまして、書類のほうの行き違いがあるのか、なぜそこが審議の土地になっているのかというのがわからないので、確認をさせてください。

添付資料の後ろ側の融資条件の案内というのが、後ろから5枚目のところにあります。その資料のこの位置です。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいま9番委員さんからご質問いただきましたことにつきまして、答弁申し上げます。

ご指摘にございました物件所在地のところですが、こちらにつきましては事務局から、番地が今回の議案の番地と異なっておりますので、誤りの可能性がありますので、申請者に問い合わせまして、正しい書類を用意するようにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長
岸岡委員

9番。

たまたまですが、この番地については、今回審議ナンバー2の地図上に取り上げてあります物件のところに建物が建っているところがこの物件になっております。そのような形で、第2項の審議と関連性があるのかどうか確認もしたいし、なおかつ今言ったミスなのかどうか。特に担保条件の資料ですので、こんなところが大きく間違っただけというのは、非常に問題かと思っておりますので、十分な調査をして、正しいものにしていただきたいと思います。

以上です。

議 長

要望でよろしいですか。

〔「はい」〕

議 長

他にございませんか。

では、14号、両方ご質問あれば今受けておきますけれども、4号でよろしいですか。

〔「なし」〕

議 長

ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各号ごとに採決をお願いいたします。

議案第14号、番号4について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

議 長

賛成多数です。

よって、議案第14号、番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、採決いたします。

議案第14号、番号5については許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。ありがとうございます。

よって、議案第14号、番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際して不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時7分)